

新南産第237号
令和6年7月10日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	新潟市 (151009)
地域名 (地域内農業集落名)	<p>南区</p> <p>((新飯田地区) 上新田、新町、横町中町、下町砂原、古町、館、上中村、下中村、上吉上、下吉上 (庄瀬地区) 兎古川、真木新田、庄瀬第1、庄瀬第2、庄瀬第3、庄瀬第4、庄瀬第5、庄瀬第6、庄瀬第7、庄瀬上町、庄瀬下町、菱潟新田、菱潟一、菱潟二、鑄物師興野、蜘蛛興野、十二道島、次郎右工門興野、上八枚、牛崎、飯島新田、沖新保、上道潟、下道潟 (茨曾根地区) 清水、上茨、下茨、丸潟、道潟、新村、庚、東萱場 (小林地区) 戸頭西、戸頭、田中、浦梨、和泉、鍋潟、下木山、上木山、藏主、平潟新田、平潟、万年、櫛笥、鼠新田、田尾 (臼井地区) 戸石、上浦、下八枚、中小見、堀掛、中山、小藏子、臼井、古川 (白根地区) 諏訪木、白根、蓑口、能登、七軒、鯵潟、十五間、神屋、小坂、保坂 (大郷地区) 上赤渋、下赤渋、上大郷、横垣、中大郷、犬帰新田、下大郷一、下大郷二、西酒屋、懶ヶ通、下笠巻、中笠巻、上笠巻 (根岸地区) 根岸、北田中、高井興野、山崎興野、下山崎、上塩俵、松橋、中塩俵、下塩俵 (鶯巻地区) 引越、朝捲、西笠巻一、西笠巻二、西笠巻新田一、西笠巻新田二、東笠巻新田一、東笠巻新田二、上鶯ノ木、中鶯ノ木一、中鶯ノ木二、下鶯ノ木一、下鶯ノ木二 (西白根地区) 白根1、白根上2、白根下2、白根3、白根4 (味方地区) 味方1、味方2、味方3、味方4、味方5、味方6、味方7、味方8 (七穂地区) 吉江、吉田新田、山王、大倉、居宿 (月潟地区) 大別當、月潟、西萱場、上曲通、下曲通、東長嶋、木滑、釣寄、釣寄新)</p>

協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月26日 (第2回)
-----------------	--------------------

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域では、水稻だけでなく果物を主とする園芸作物や畜産などの生産をしている。全耕作面積の8割以上が水田であることから、土地利用型農業が主体である。基幹的農業従事者のうち65歳以上が67.8%と農業者の高齢化や離農が進んでいる。そのため水稻においては担い手の経営規模拡大が徐々に進み、経営耕地面積が大きい経営体の割合が年々増加している。コスト低減による効率的かつ安定的な農業経営を確立するため、更なる農地の集積・集約化を図っていくことが課題となる。また、農業者の高齢化による離農や後継者不足、収入面や労働環境も課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻については、担い手への更なる農地の集積・集約化や作業委託を進める。また、生産の組織化や機械施設の有効利用や品種構成の見直しによるリスク分散、ICTや直播栽培などの省力化技術の導入によるコスト低減を図ることで効率的な規模拡大と所得向上を目指す。また野菜、花き、果樹などを導入した複合経営による所得向上を図る。

園芸ではいちごやキュウリなどの施設園芸におけるハウスの導入や機械化を進めることで生産性の向上や、作業効率の向上を図る。

農家の高齢化が進み、農家戸数の減少がみられるとともに、不作付地の増加も進んでいることから、多面的機能支払交付金等を活用し、農家以外も含め地域の農地は地域で守ることを推進する。

将来の農地利用の在り方について、担い手への集積を進めると共に耕作者同士の話し合いを進め農地を交換することにより、農地の連担化の推進を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	5,000.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	策定時に直近値を記 .7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

【上新田、新町、横町中町、下町砂原、古町、館、上中村、下中村、上吉上、下吉上集落】

果樹がさかんな地域であるため、水田については認定農業者を中心に、地区内の農業者で担っていく。様々な制度を活用し、担い手の育成及び地区内の全農用地の集積・集約化を図っていく。

【兎古川、真木新田、庄瀬第1、庄瀬第2、庄瀬第3、庄瀬第4、庄瀬第5、庄瀬第6、庄瀬第7、庄瀬上町、庄瀬下町、鑄物師興野、十二道島、次郎右工門興野、上八枚、牛崎、飯島新田、沖新保、上道潟、下道潟集落】

地域の担い手である農地所有適格法人及び認定農業者を中心に、耕作者同士の話し合いを進め、農地を交換することにより農地の集約・連担化を図る。

【菱潟新田、菱潟一、菱潟二集落】

地域の担い手である農地所有適格法人及び認定農業者を中心に、耕作者同士の話し合いを進め、農地を交換することにより農地の更なる集約・連坦化を図る。

【蜘蛛興野集落】

地域の担い手を中心に、地区内の農業者及び隣接地区の農業者で担っていく。耕作者同士の話し合いを進め、農地を交換することにより農地の更なる集約・連担化を図る。

【清水、上茨、下茨、丸潟、道潟、新村、庚、東萱場集落】

果樹がさかんな地域であるため、水田については認定農業者を中心に、地区内の農業者で担っていく。様々な制度を活用し、担い手の育成及び地区内の全農用地の集積・集約化を図っていく。

【戸頭西、戸頭、浦梨、和泉、鍋潟、下木山、上木山、蔵主、平潟新田、平潟、万年、櫛笥、鼠新田、田尾集落】

地域の担い手である農地所有適格法人及び認定農業者を中心に、地区内の農業者で担っていく。

【田中集落】

地域の担い手を中心に、地区内の農業者及び隣接地区の農業者で担っていく。

【戸石、上浦、下八枚、中小見、堀掛、中山、小藏子、臼井、古川集落】

既存の経営体を地域の担い手と位置づけ、様々な制度を活用し、地区内の集積・集約化を図っていく。

【諏訪木、白根、蓑口、能登、七軒、鯉潟、十五間、神屋、小坂、保坂集落】

地域の担い手である認定農業者及び隣接集落の農家を中心に、農地の集約化を図る。また、様々な制度の活用を図る。

【上赤渋、下赤渋、上大郷、横垣、中大郷、犬帰新田、下大郷一、下大郷二、西酒屋、獺ヶ通、下笠巻、中笠巻、上笠巻集落】

果樹がさかんな地域のため、水田については既存の経営体を地域の担い手と位置づけ、様々な制度を活用し、地区内の農地の集積・集約化を図っていく。

【根岸、北田中、高井興野、山崎興野、下山崎、上塩俵、松橋、中塩俵、下塩俵集落】

地域の担い手である農地所有適格法人及び認定農業者を中心に、地区内の農業者で担っていく。また、新たな集落営農組織や農地所有適格法人の立ち上げや、圃場整備事業などの活用を検討する。

【引越集落】

集落営農組織の立ち上げ、圃場整備事業などを活用し、更なる集積・集約化を図る。

【朝捲集落】

地域の担い手である認定農業者を中心に、地区内の農業者で担っていく。

【西笠巻一、西笠巻二、西笠巻新田一、西笠巻新田二集落】

地域の担い手である認定農業者及び隣接集落の農家を中心に、農地の集約化を図る。また、様々な制度の活用を図る。

【東笠巻新田一、東笠巻新田二集落】

地域の担い手である認定農業者及び隣接集落の農家を中心に、耕作者同士の話し合いを進め、農地を交換することにより農地の連坦化を図る。また、入り作者も多いため、様々な制度を活用し、更なる集積・集約化を図る。

【上鶯ノ木、中鶯ノ木一、中鶯ノ木二、下鶯ノ木一、下鶯ノ木二集落】

地域の担い手である認定農業者及び隣接集落の農家を中心に、耕作者同士の話し合いを進め、農地を交換することにより農地の連坦化を図る。また、入り作者も多いため、様々な制度を活用し、更なる集積・集約化を図る。

【白根1、白根上2、白根下2、白根3、白根4集落】

地域の担い手である農地所有適格法人を中心に、様々な制度を活用しながら、農地の集積・集約化を図っていく。

【味方1、味方2、味方3、味方4、味方5、味方6、味方7、味方8集落】

地域の担い手である農地所有適格法人を中心に、様々な制度を活用しながら、農地の集積・集約化を図っていく。

【味方字2～9号地区】

地域の担い手である農地所有適格法人や認定農業者を中心に、農地中間管理事業の取組を進め、様々な制度を活用しながら、更なる農地の集積・集約化を図る。

【吉江集落】

地域の担い手である農地所有適格法人及び認定農業者を中心に、地区内の農業者で担っていく。また、様々な制度を活用し、更なる集積・集約化を図る。

【吉田新田、山王集落】

地域の担い手である認定農業者及び近隣の農地所有適格法人を中心に、地区内の農業者で担っていく。入り作者も多いため、様々な制度を活用し、更なる集積・集約化を図る。

【大倉、居宿集落】

地域の担い手である農地所有適格法人を中心に、様々な制度を活用しながら、農地の集積・集約化を図っていく。

【大別當、月潟、西萱場、上曲通、下曲通、東長嶋、木滑、釣寄、釣寄新集落】

圃場整備事業などを活用し、地域の担い手である農地所有適格法人や認定農業者を中心に地区内の農業者で担っていく。また、様々な制度を活用し、更なる集積・集約化を図る。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

効率的な農地利用を進めるため、農地の出し手と受け手に様々な制度を説明し、農地中間管理機構の活用を図る。また、機構集積協力金等を活用し、農地の受け手である担い手を確保・育成する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を推進する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

関係機関と連携し、相談体制を強化するとともに、円滑な農地の確保に向け、農地のあっせん及び貸借の推進、栽培技術・知識の習得支援、営農継続環境の整備等の取組を展開する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑤果樹農家や法人への就業支援、果樹での新規就農支援、樹園地の円滑な引継・受委託を進め、産地の存続を図る。

⑦農家の高齢化が進み、農家戸数の減少がみられるとともに、不作付地の増加も進んでいることから、多面的機能支払交付金等を活用し、農家以外も含め地域の農地は地域で守ることを推進する。